

# 空き家・空き地バンクに物件と付随する農地を登録する場合の手続き

## ○登録希望者による申請

申請内容等	提出先等	備考
1 協定事業者に物件と併せて付随する農地を空き家・空き地バンクに登録したい旨を相談した上で、白石町農業委員会に特例農地申請の事前相談を行う	白石町農業委員会	農地の面積や現況によっては特例農地として申請出来ない場合があります。
2 協定事業者を通じて白石町空き家・空き地バンク登録申込書を提出	白石町総合戦略課	申込書受理後、書類に不備がないか、申込者が暴力団員等ではないか照会等を行います。
3 特例農地の指定申請書を提出	白石町農業委員会	毎月20日までの受付分を翌月の農業委員会総会にて審議します。



## ○書類の審査等

審査内容等	担当部署	備考
4 特例農地指定申請書に基づく農地の現況確認	白石町農業委員会	地区担当の農業委員が農地の現況を確認します。
5 農業委員会総会にて特例農地可否の審議	白石町農業委員会	毎月5日前後に農業委員会総会が開催されます。
6 総会での審議結果を申請者に送付	白石町農業委員会	-
7 空き家・空き地バンクへの物件登録完了通知を申請者に送付	白石町総合戦略課	特例農地の指定を許可された農地と物件を農地付き物件として空き家・空き地バンクホームページに掲載します。



空き家・空き地バンクホームページへの物件掲載後、購入希望者が現れ物件と共に農地を購入することとなった場合、登録者（農地所有者）と購入希望者で農業委員会に農地法第3条に基づく申請を行う必要があります。農地法第3条の許可を受けないと、農地の所有権移転登記が出来ません。

### 【問合せ先】

- 空き家・空き地バンクに関すること  
白石町 総合戦略課 重点プロジェクト係 0952-84-7132
- 農地の手続きに関すること  
白石町 農業委員会 農地農政係 0952-84-7127